

別紙集會條例及陸軍刑法海軍刑法中改正追加ノ意見書今十七日本院ノ會議ニ於テ可ト決セリ
因テ謹テ之ヲ上奏ス

明治三十二年四月十七日

元老院副議長從三位勲一等伯爵柳原前光



集會條例及陸軍刑法海軍刑法中改正追

加ノ意見書

謹テ案スルニ曩ニ政府ハ大日本帝國憲法ノ發
布ニ次キ議院法及衆議院議員選舉法等ノ諸法
律ヲ公布セラレ帝國議會ノ會期モ亦將ニ近キ
ニ在ラントス然ルニ集會條例第七條ニ於テ軍
人常備豫備後備ノ名籍ニ在ル者ハ政治ニ關ス
ル事項ヲ講談論議スル集會ニ臨ミ又ハ其社ニ
加入スルヲ禁シ又陸軍刑法第一百十條海軍刑法
第二百十六條ニ於テ軍人政治ニ關スル事項ヲ

上書建白シ又ハ講談論說シ若クハ文書ヲ以テ
之ヲ廣告スルノ所爲ヲ違令ノ罪ト爲セリ蓋シ
是レ軍隊ノ秩序ヲ整正シ國家ノ安寧ヲ保持ス
ルノ主旨ニ外ナラス然リト雖トモ今ヤ衆議院
議員選舉法ニ依リ縱令軍人タリトモ豫備後備
ノ名籍ニ在ル者ハ普通人ト同ク選舉人及被選
舉人タルノ資格ヲ享有セリ貴族院ノ議員ニ於
テモ亦貴族院令ニ依リ有爵ノ軍人ニシテ選舉
セラシ又ハ國家ニ勲勞アル軍人ニシテ勅任セ
ラル、者アラシ凡ソ議院ノ會議ハ概ネ公開タ

ルヲ以テ各議員ノ演說論議スル所ノモノハ公
衆ノ傍聽スルノミナラス必スヤ之ヲ官報及新
聞紙雜誌ニ登載シ廣ク社會ニ頒布セラル可シ
然レハ則チ軍人ノ現役ニ在ル者ハ現行法禁ノ
範圍ヲ脱スル能ハサルハ固ヨリ論ヲ俟タスト
雖トモ其豫備後備ノ名籍ニ在ル者ニ至テハ政
治ニ關スル事項ヲ上書建白シ又ハ講談論議ス
ルヲ許スハ理ニ於テ當然ナリトス帝ニ當然ナ
ルノミナラス今日ニシテ之ヲ許サ、レハ恐ク
ハ前キニ創定セル諸法律ノ主旨ニ矛盾セン是

レ現行法ノ改正セサルヲ得サル所以ナリ伏テ
請フ集會條例及陸軍刑法海軍刑法中改正追加
アラントヲ茲ニ案ヲ具シ謹テ進止ヲ取ル

案

明治十三年^四第十二號布告集會條例同十四年
月^二第六十九號布告陸軍刑法同年^四第七十號
布告海軍刑法中左ノ通改正追加ス

集會條例第七條中「豫備後備」ノ四字ヲ削除ス
陸軍刑法第一百十條但書追加

但豫備後備ノ軍籍ニ在ル者ハ此限ニ在ラス
海軍刑法第二百二十六條但書追加

但豫備後備ノ軍籍ニ在ル者ハ此限ニ在ラス

陸海軍法罪法第七條

陸海軍及七豫備隊兵、軍籍に在る者ハ召集
中ノ外軍人ノ例ニ依ルエトナス

陸軍刑法第十一條參看

陸海軍條例中刪

除之件、當然之

意見、有之、其

刑法中追加之

之、兩治罪法中

明文アリ、其

必要アリ、ナリ

中、長官任状

め、

陸海軍法

其

必要あり

右

中より長官に

めいしきを見せ

うる少會

可然事有計

下武九

五月十三日

其
お

谷本林先生
寸

可然事多計り
下武九之書
五月十三日

其後
お

谷本林生
寸

通子えん院
見書多也し申
与上

元甲一

明治廿二年四月十八日

内閣書記官

内閣總理大臣

内閣書記官長

各省大臣

内務	外務
陸軍	大藏
司法	海軍
農商務	文部
	逓信

元老院副議長上奏集會條例及陸軍
刑法海軍刑法中改正追加意見書

右回覽ニ供ス

明治三十三年五月

局甲一三三

明治三十三年五月

内閣總理大臣

法制局長官

外務大臣 岡本

海軍大臣 東郷

文部大臣 小幡

逓信大臣 野村

内務大臣 大谷

陸軍大臣 桂

司法大臣 小幡

農商務大臣 大木

大木

現行集會條例ハ明治十三年ノ制定ニ係リ同十五年之ヲ改正シ爾來七八年間ニ在テ社會ノ情勢復々當時ノ比ニアラス故ニ該條例中或ハ嚴密ニ流レ

法制局

或ハ缺漏ニ失フモノ尠シトセス然ルニ帝國憲法ヲ發布セラレ言論著作集會結社ノ如キ政治及社會ノ上ニ勢力ヲ有スルモノニシテ其ノ褻シテ罪惡ヲ成シ又ハ治安ヲ妨害スル者ヲ除クノ外其ノ自由ヲ予ヘテ以テ國民思想ノ交通ヲ發達セシメ且以テ人文進化ノ爲メニ有益ナル資料ヲラシム況ヤ新聞出版二條例ハ既ニ明治二十年ニ於テ之レヲ改正シ以テ社會ノ情勢ニ

適應セシメタリ今集會結社ノ條例ヲ改正シ寬嚴其ノ當ヲ得勉テ以テ國家ノ安寧秩序ヲ保持スヘシ茲ニ其ノ改正ヲ要スヘキ概略ヲ左ニ陳列ス

一 現行條例中政治集會ヲ爲スモノヲシテ講談論議ノ事項ヲ屈出シムルカ如キ繁雜ノ手續ハ宜シク之ヲ簡略ニスヘシ

一 集會ノ解散ヲ命シタル場合ニ地方長官ハ情狀ニ依リ演說者ニ對シ一

或ハ缺漏ニ失フモノ尠シトセス然ルニ帝國憲法ヲ發布セラレ言論著作集會結社ノ如キ政治及社會ノ上ニ勢力ヲ有スルモノニシテ其ノ褻シテ罪惡ヲ成シ又ハ治安ヲ妨害スル者ヲ除クノ外其ノ自由ヲ予ヘテ以テ國民思想ノ交通ヲ發達セシメ且以テ人文進化ノ爲メニ有益ナル資料ヲラシム況ヤ新聞出版ニ條例ハ既ニ明治二十年ニ於テ之レヲ改正シ以テ社會ノ情勢ニ

適應セシメタリ今集會結社ノ條例ヲ改正シ寬嚴其ノ當ヲ得勉テ以テ國家ノ安寧秩序ヲ保持スヘシ茲ニ其ノ改正ヲ要スヘキ概略ヲ左ニ陳列ス

一 現行條例中政治集會ヲ爲スモノヲシテ講談論議ノ事項ヲ屈出シムルカ如キ繁雜ノ手續ハ宜シク之ヲ簡略ニスヘシ

一 集會ノ解散ヲ命シタル場合ニ地方長官ハ情狀ニ依リ演說者ニ對シ一

府縣内ニ政談ヲ為スコトヲ禁シ内
務大臣ハ更ニ全国内ニ政談ヲ為ス
コトヲ禁スルカ如キ立憲政體ノ今
日ニ於テ行政處分ヲ以テ自由ヲ束
縛スルノ嫌ナキニアラス宜シク之
ヲ全廢スヘシ

一現行條例中刑律ニ觸レタル罪犯ヲ
曲庇シ若ハ其ノ者ヲ救護賞恤スル
等ノ演說ヲ禁スルノ條項アラス是
缺漏ニ失スルモノニシテ現今社會

ノ情勢ニ適應セサルモノナレハ宜
シク之ヲ補足スヘシ

一現行條例中陸海軍人常備豫備後
備ノ名籍ニ在ル者警察官官立公立
私立學校ノ教員生徒農業工藝ノ見
習生ハ之ニ臨會シ又ハ其社ニ加入
スルコトヲ得ストアリ然ルニ海陸
軍人ノ豫備後備ノ名籍ニ在ル者ハ
陸軍治罪法第七條及海軍治罪法第七
條ニ曰歸休兵及豫備後備ノ軍籍ニ在ル者ハ召集

中ノ外軍人ノ例ニ依ルヲ得ス衆議院
議員及地方議會ノ議員ト爲ルコトヲ得ル
ヲ以テ此條例ニ於テ依然之ヲ禁スルノ理
ナシ宜シク改正シテ其ノ臨會入社ノ制限
ヲ解ク可シ

一政權ハ獨リ男子ノ有スルモノニシテ女子
ノ之ヲ有セサルハ疑ヲ容ル可ラス是我條
例ニ於テ女子ニ集會又ハ政社ニ加入スル
コトヲ禁スヘキ所以ナリ

一學國條例ニ戎器或ハ兇器ヲ攜帶シテ集會

スルヲ禁スルノ條アリ我條例ニ宜シク之
ヲ補足スヘキモノトス

一學國集會條例第九條第十條第十一條ニ於
テ家屋外ニ於テノ集會及多人數隊伍ヲナ
シテ郷邑又ハ公ケノ道路ヲ行クニ就テノ
制限ヲ設ケタリ墺國集會條例第三條第五
條及第七條ニ於テ亦其ノ制限ヲ設ケタリ
我條例ニ於テモ屋外集會及多人數隊伍ヲ
爲シテ示威運動會ト稱スルモノ、如キハ
宜シク其ノ制限ヲ設ク可シ又學國條例第

十一條ニハ國王ノ宮城及議院開設期限内
兩議院所存ノ地二里以内ニ於テ其ノ集會
ヲ禁シ塙國集會條例第七條ニハ議院開場
ノ間ハ其ノ地方及其ノ五マイル以内ニ就
テ家屋外ノ集會ヲ開クヲ禁シタリ英國ニ
於テハ五十人以上議院近傍ノ屋外ニ集會
シ教會及國家ノ事ニ關シ國王若ハ兩院ノ
一ニ請願ヲ提出セントスル者ハ法律ニ背
キタルモノトセリ我條例ニ於テモ宜シク
斟酌シテ其ノ制限ヲ設クヘシ

政談結社トハ語ヲナサバ
政社ト改ムル方宜シカラシ
法律

集會結社法

第一條 此ノ法律ニ於テ政談集會ト稱フルハ
政治ニ關ル事項ヲ講談論議スル為公眾ヲ會
同スルモノヲ謂フ政談結社ト稱フルハ政治
ニ關ル事項ヲ目的トシテ結社スルモノヲ謂フ
第二條 政談集會ヲ開クトキハ發起人ヨリ開
會四十八時以前ニ會場所在地ノ管轄警察官署ニ
届出ヘシ

前項ノ届出アリタルトキハ警察官署ハ直ニ

其、領收證ヲ交付スヘシ

届書ニハ集會、場所、年月日時並ニ發起人及
講談論議者、氏名、住所、年齢ヲ記載シ發起人
署名捺印スヘシ

届書ニ記載シタル時刻ヨリ三時間ヲ過キテ
開會セサルトキハ届出ノ効ヲ失フモノトス

第三條 日本臣民ニシテ公権ヲ有スル男子ニ
アラサレハ政談集會、發起人タルコトヲ得ス

第四條 現役及召集中ニ係ル豫備後備ノ陸海
軍軍人、警察官、官立公立私立學校ノ教員、生徒

未成年者及女子ハ政談集會ニ會同スルコト
ヲ得ス

第五條 法律ヲ以テ組織シタル議會ノ議員選
舉ノ準備、為ニ開リ所ノ集會ハ投票ノ日ヨ
リ前三十日間ハ選舉權ヲ行フヘキ者ニ限り

第四條ノ制限ニ依ルヲ要セス

第六條 政談集會ハ屋外ニ於テ開クコトヲ得
ス

第七條 凡ソ屋外ニ於テ公眾ヲ會同シ又ハ整
列運動スル者ハ發起人ヨリ四十八時以前ニ

會同スヘキ場所、年月日時及其ノ通過スヘキ
路線ヲ管轄警察官署ニ届出テ認可ヲ受クヘ
シ、但シ祭葬、講社、學校生徒ノ體育運動及其ノ
他慣例ノ許ス所ニ係ルモノハ此ノ限ニアラス
警察官署ハ前項ノ届出ニ於テ安寧秩序ニ妨
害アリト認ムルトキハ認可ヲ拒ムコトヲ得
警察官署ハ安寧秩序ニ妨害アリト認ムルト
キハ何等ノ場合ニ拘ラス屋外ノ集會又ハ整
列運動ヲ禁止スルコトヲ得

第八條 帝國議會開會ヨリ閉會ニ至ルノ間ハ

議院ヲ距ル三里以内ニ於テ屋外ノ集會又ハ
整列運動ヲナスコトヲ得ス、但シ第七條第一
項但書ノ場合ハ本條ニ於テモ之ヲ適用ス

第九條 政談集會ト其ノ他ノ集會トヲ問ハス
警察官署ハ制服ヲ着シタル警察官ヲ派遣シ
集會ニ臨監セシムルコトヲ得

發起人ハ臨監警察官ニ其ノ求ムル所
ノ席ヲ供スヘク集會ニ関スル事項ニ
付尋問アルトキハ何事タリトモ之ニ
開答スヘシ

第十條 集會ニハ武器又ハ兇器ヲ携帯シテ會同スルコトヲ得ス但シ制規ニ依リ武器ヲ携帯スル者ハ此ノ限ニアラス

第十一條 警察官ハ左ノ場合ニ於テ集會ノ解散ヲ命スルコトヲ得

一 集會ノ成立此ノ條例ニ背キタルトキ

二 第十三條第十四條ヲ犯シタルトキ又ハ安

寧秩序ニ妨害アリト認ムルトキ此ノ場合

ニ於テハ全會ヲ解散セスレテ單ニ其ノ一

人ノ講談論議ヲ停止スルコトヲ得

三 警察官ノ臨監ヲ拒ミ又ハ其ノ求ムル所ノ席ヲ供セス又ハ故ヲ日其ノ尋問ニ答ヘサルトキ

四 會衆騷擾ニ涉リ警察官之ヲ制止スルモ鎮靜セサルトキ

五 第四條第十條ノ違反者多數ニシテ警察官ヨリ退場ヲ命スルモ其ノ命ニ従ハサルトキ

第十二條 會場ニ於テ故ヲ喧擾ヲ為シ又ハ狂暴ニ涉ル者アルトキハ警察官ハ之ヲ制止シ其ノ命ニ従ハサルトキハ會場外ニ退出セ

シムルコトヲ得

第十三條 集會ニ於テ刑律ニ觸レタル罪犯ヲ
曲庇シ又ハ刑律ニ觸レタル者若ハ刑事處分
中ノ者ヲ救護シ又ハ賞恤シ又ハ犯罪ヲ教
唆スルノ講談論議ヲナスコトヲ得ス
犯ス者ハ一月以上六月以下ノ輕禁錮
又ハ二十圓以上二百圓以下ノ罰金ニ
處ス

第十四條 集會ニ於テ憲法ニ對シ紛更ヲ試ミ

ルノ講談論議ヲナスコトヲ得ス犯ス者ハ二
月以上二年以下ノ輕禁錮又ハ五十圓以上三
百圓以下ノ罰金ニ處ス

制止セサル發起人ハ本犯ニ一等ヲ

第十五條 第二條ノ屆出ヲ為スシテ政談集
會ヲ開キタルトキハ發起人ハ十圓以上百圓
以下ノ罰金ニ處ス其ノ會場ヲ貸與シタル者
亦同シ

第十六條 第二條ノ屆出ヲ為スモ實ヲ以テセ

サルトキハ發起人罰前條ニ同シ

第十七條 第三條ヲ犯シタル者及第四條ニ背
キ會同シタル者及其ノ之ヲ制止セサル發起
人ハ二圓以上二十圓以下ノ罰金ニ處ス
集會ニ會同スルコトヲ得サル者ヲ勸誘シテ
會同セシメタル發起人ハ前項ノ例ニ照シテ
一等ヲ加フ

第十八條 第六條ヲ犯シタル發起人及講談論
議者ハ十一日以上六月以下ノ輕禁錮又ハ五
圓以上五十圓以下ノ罰金ニ處ス

第十九條 第七條ニ背キタルトキハ發起

人及教唆人ヲ十圓以上百圓以下ノ罰金
ニ處ス

第二十條 第八條ニ背キタルトキハ發起人及教唆人ヲ
十一日以上六月以下ノ輕禁錮又ハ十圓以上百圓以下ノ
罰金ニ處ス

第二十二條 警察官ヨリ解散ヲ命セラレタル
後仍退散セサル者又ハ退出ヲ命セラレタル
後仍退出セサル者ハ十一日以上六月以下ノ

サルトキハ發起人罰前條ニ同シ

第十七條 第三條ヲ犯シタル者及第四條ニ背
キ會同シタル者及其ノ之ヲ制止セサル發起
人ハ二圓以上二十圓以下ノ罰金ニ處ス
集會ニ會同スルコトヲ得サル者ヲ勸誘シテ
會同セシノタル發起人ハ前項ノ例ニ照シテ
一等ヲ加フ

第十八條 第六條ヲ犯シタル發起人及講談論
議者ハ十一日以上六月以下ノ輕禁錮又ハ五
圓以上五十圓以下ノ罰金ニ處ス

第十九條

第七條

ニ背キ

罰金ニ處ス

十一日以上六月以下ノ輕禁錮又ハ十圓以上百圓以下ノ

第二十條

第八條

ニ背キ

第二十條 第十條ヲ犯シタル者ハ十一日以上
六月以下ノ輕禁錮ニ處ス其ノ之ヲ制止セサ
ル發起人亦同シ

第二十二條

警察官ヨリ解散ヲ命セラレタル

後仍退散セサル者又ハ退出ヲ命セラレタル
後仍退出セサル者ハ十一日以上六月以下ノ

輕禁銅又ハ二圓以上二十圓以下ノ罰金ニ處ス

第二十三條 政談結社ハ結社後三日以内ニ其ノ社役員ヨリ其ノ社名、社則、事務所、役員及社員名簿ヲ其ノ事務所所在地ノ管轄警察官署ニ届出ヘシ其ノ届出ノ事項ニ変更アリタルトキ亦同シ

前項ノ届出アリタルトキハ警察官署ハ直ニ其ノ領收證ヲ交付スヘシ
結社ニ關ル事項ニ付警察官ヨリ尋問アル

トキハ何事タリトモ之ニ開答スヘシ

第二十四條 政談結社ニシテ政談集會ヲ開クトキハ第二條ノ手續ヲ為スヘシ但シ講談論議者及會場ヲ豫定シテ定期ニ集會スルモノハ之ヲ初會ノ開會四十八時以前ニ届出ルトキハ爾後ノ例會ハ届出ヲ要セス其ノ届出ノ事項ニ変更アリタルトキハ仍第二條ノ手續ニ依ルヘシ

第二十五條 現役及召集中ニ係ル豫備後備ノ陸海軍軍人、警察官、官立公立私立學校ノ教員、

生徒、女子及公推ヲ有セサル男子ハ政談結社ニ加入スルコトヲ得ス

第二十六條 政談結社ハ標章及旗幟ヲ用ヅルコトヲ得ス

第二十七條 政談結社ハ委員若ハ文書ヲ發シテ公衆ヲ誘導シ又ハ支社ヲ置キ若ハ他ノ社ト連結通信スルコトヲ得ス

第二十八條 凡ソ結社ニシテ安寧秩序ニ妨害アリト認ムルトキハ内務大臣ハ其ノ結社ヲ禁止スルコトヲ得若シ禁止ノ命ニ従ハスレ

テ仍結社スルノ實アル者ハ二月以上二年以下ノ輕禁錮又ハ二十圓以上二百圓以下ノ罰金ニ處ス

第二十九條 第二十三條ニ背キ結社ノ届出ヲ為サ、ルトキ又ハ警察官ノ尋問ニ答ヘサルトキハ其ノ役負ヲ十圓以上百圓以下ノ罰金ニ處ス

第二十三條ノ届出ヲ為スモ實ヲ以テセサルトキ又ハ尋問ヲ受ケテ詐偽ノ答ヲ為ストキハ前項ノ例ニ照シテ一等ヲ加フ

第三十一條 第二十五條ニ背キ入社シタル者
及入社セシメタル役員ハ二圓以上二十圓以
下ノ罰金ニ處ス

第三十條 第二十六條ヲ犯シタル者ハ二圓以
上二十圓以下ノ罰金ニ處ス

第三十二條 第二十七條ヲ犯シタルトキハ其
ノ役員及委員ヲ一月以上一年以下ノ輕禁錮
又ハ五圓以上五十圓以下ノ罰金ニ處ス

第三十三條 結社ノ役員又ハ集會ノ發起人タ
ルノ實アル者ハ^{人ノ名義ヲ以テスルニ拘}何等ノ名義ヲ以テスルニ拘

ラス總テ役員又ハ發起人ノ責ニ任ス

第三十四條 此ノ法律ヲ犯シタル者ハ數罪俱
發ノ例ヲ用キス

第三十五條 此ノ法律ニ關スル公訴ノ期滿免
除ハ六月トス

第三十六條 法律命令ニ定ムル所ノ集會ハ此
ノ法律ニ依ルノ限ニアラス

海
禁
局

其會修例集

右謹テ進奏シ恭リ

陛下ノ梓櫟ヲ仰キ併テ飛密院

ノ儀ニ附セラレシコトヲ請フ

明治二十三年六月二十四日

内閣總理大臣

過般本院ノ諮詢、附セラレタル集會
結社法別冊、通本院、決議上奏
又聞本院事務章程第十三條、依
り此段及御通報也

明治廿三年七月廿六

樞密院議長齋藤實

内閣總理大臣齋藤實



臣等集會結社法諮詢ノ命ヲ恪ニ七月十
七日ヨリ同二十一日マテノ間ニ凡ソ三讀
會議ヲ經議決ノ結果ヲ得タリ即チ別冊
原案ヲ墨書シ院議ノ決スル所ヲ朱書シ
敬テ上奏シ更ニ

聖明ノ採擇ヲ仰ク

明治廿三年七月廿二日

樞密院議長伯爵臣大木喬任



法律第 號

集會結社法 及政

第一條 此ノ法律ニ於テ政談集會ト

何等ノ名義ニ以テスルニ拘ラス

稱フルハ政治ニ關ル事項ヲ講談論

議スル為公衆ヲ會同スルモノヲ謂

刑部院

何等ノ名義ヲ以テスルニ拘ラス

ノ政談結社ト稱フルハ政治ニ關ル

團體ヲ組成

事項ヲ目的トシテ結社スルモノヲ

謂フ

第二條

政談集會ニハ發起人ヲ定ムヘシ
政談集會ヲ開クトキハ發起

人ヨリ開會四十八時以前ニ會場所

在地ノ管轄警察官署ニ届出ヘシ

前項ノ届出アリタルトキハ警察官

署ハ直ニ其ノ領收證ヲ交付スヘシ

届書ニハ集會ノ場所年月日時並ニ
發起人及講談論議者ノ氏名住所年
齡ヲ記載シ發起人署名捺印スヘシ
届書ニ記載シタル時刻ヨリ三時間
ヲ過キテ開會セサルトキハ届出ノ

効ヲ失フモノトス

第三條 日本臣民ニシテ公權ヲ有ス

成年ノ

ル男子ニアラサレハ政談集會ノ發

起人タルコトヲ得ス

棚
箆
院

第四條 現役及召集中ニ係ル豫備後

備ノ陸海軍軍人警察官官立公立私

學生

立學校ノ教員生徒未成年者及女子

ハ政談集會ニ會同スルコトヲ得以

法律ヲ以テ組織シタル議會ノ議員

選舉準備ノ爲ニ開ク所ノ集會ハ投票ノ日ヨリ前三十日間ハ選舉權ヲ行フヘキ者及被選舉權ヲ有スル者ニ限り本條ノ制限ニ依ルヲ要セス

第五條 法律ヲ以テ組織シタル議會

政談集會ニ於テハ外國人ヲシテ講談論議者タラシムルコトヲ得ス

議員選舉ノ準備ノ爲ニ開ク所ノ集會ハ投票ノ日ヨリ前三十日間ハ選舉權ヲ行フヘキ者ニ限り第四條ノ制限ニ依ルヲ要セス

第六條 政談集會ハ屋外ニ於テ開ク

コトヲ得ス

棚
箱
院

第七條 凡ソ屋外ニ於テ公衆ヲ會同

多衆

セント

トキ

シ又ハ整列運動スル者ハ發起人ヨ

リ四十八時以前ニ會同スヘキ場所

年月日時及其ノ通過スヘキ路線ヲ

管轄警察官署ニ届出テ認可ヲ受ク

へし但し祭葬講社學校^生生徒、體育
運動及其ノ他慣例ノ許ス所ニ係ル
モノハ此ノ限ニアラス

警察官署ハ前項ノ届出ニ於テ安寧
秩序ニ妨害アリト認ムルトキハ認

可ヲ拒ムコトヲ得

警察官署ハ安寧秩序ニ妨害アリト

認ムルトキハ何等ノ場合ニ拘ラス

屋外ノ集會又ハ^{多衆}整列運動ヲ禁止ス

ルコトヲ得

第八條 帝國議會開會ヨリ閉會ニ至

ルノ間ハ議院ヲ距ル三里以内ニ於

テ屋外ノ集會又ハ整列運動ヲナス

多衆

コトヲ得ス但シ第七條第一項但書

ノ場合ハ本條ニ於テモ之ヲ適用ス

議院

相
續
院

第九條 政談集會ト其ノ他ノ集會ト

ヲ問ハス警察官署ハ制服ヲ着シタ

政談

ル警察官ヲ派遣シ集會ニ臨監セシ

ムルコトヲ得

發起人ハ臨監警察官ニ其ノ求ムル

所ノ席ヲ供スヘク集會ニ關スル事
項ニ付尋問アルトキハ何事タリト
モ之ニ開答スヘシ

政談集會ニアラサルモ安寧秩序ヲ
妨害スルノ虞アリト認ムル集會ニ

ハ第一項ノ臨監ヲ爲スコトヲ得

第十條

凡ソ 集會ニハ戎器又ハ兇器ヲ携

帶シテ會同スルコトヲ得ス但シ制

規ニ依リ戎器ヲ攜帶スル者ハ此ノ

限ニアラス

権
部
院

一
第十主條 凡ソ 集會ニ於テ 刑律ニ觸レタ

ル 罪犯ヲ 曲庇シ 又ハ 刑律ニ觸レタ

ル者 若ハ 刑事處分中ノ者ヲ 救護シ

又ハ 賞恤シ 又ハ 犯罪ヲ 教唆スルノ

講談論議ヲナスコトヲ得ス 犯ス者

品
密
完

ハ一月以上六月以下ノ輕禁錮又ハ
二十圓以上二百圓以下ノ罰金ニ處

ス

第十二條 會場ニ於テ故シニ喧擾ヲ

為シ又ハ狂暴ニ涉ル者アルトキハ

警察官ハ之ヲ制止シ其ノ命ニ從ハ

サルトキハ會場外ニ退出セシムル

コトヲ得

三

第十條 警察官ハ左ノ場合ニ於テ

集會ノ解散ヲ命スルコトヲ得

一 集會ノ成立此ノ條例ニ背キタ

ルトキ

一

二 第十三條第十四條ヲ犯シタル

トキ又ハ安寧秩序ニ妨害アリ
ト認ムルト此ノ場合ニ於テ
ハ全會ヲ解散セスシテ單ニ其
ノ一人ノ講談論議ヲ停止スル
コトヲ得

三 警察官ノ臨監ヲ拒ミ又ハ其ノ

求ムル所ノ席ヲ供セス又ハ其
ノ尋問ニ答ヘサルトキ

四 會衆騷擾ニ涉リ警察官之ヲ制
止スルモ鎮靜セサルトキ

五 第四條第十條ノ違犯者多數ニ

シテ警察官ヨリ退場ヲ命スル

モ其ノ命ニ從ハサルトキ

第十四條 集會ニ於テ憲法ニ對シ終

更ニ試ミルノ講談論議ヲナスコト

ヲ得ル犯ル者ハ二月以上二年以下

ノ輕禁錮又ハ五十圓以上三百圓以

下ノ罰金ニ處ス

四
第十五條 第二條ノ届出ヲ為サスシ

テ政談集會ヲ開キタルトキハ發起

人ヲ十圓以上百圓以下ノ罰金ニ處

ス其ノ會場ヲ貸與シタル者亦同シ

第十^五條 第二條ノ届出ヲ為スモ實

ヲ以テセサルトキハ發起人罰前條

ニ同シ

第十六
第十條 第三條ヲ犯シタル者及第

四條ニ背キ會同シタル者及其ノ之

ヲ制止セサル發起人ハ二圓以上二

十圓以下ノ罰金ニ處ス

第五條ヲ犯シタル發起人ハ罰前項

ニ同シ

改談

集會ニ會同スルコトヲ得サル者ヲ

勸誘シテ會同セシメタル發起人ハ

本條第一

前項ノ例ニ照シテ一等ヲ加フ

七

第十八條 第六條ヲ犯シタル發起人

及講談論議者ハ十一日以上六月以

下ノ輕禁錮又ハ五圓以上五十圓以

下ノ罰金ニ處ス

八
第十九條 第七條ニ背キタルトキハ

發起人及教唆人ヲ十圓以上百圓以

下ノ罰金ニ處ス

第九
第卅十條

第八條ニ背キタルトキハ

發起人及教唆人ヲ十一日以上六月

以下ノ輕禁錮又ハ十圓以上百圓以

下ノ罰金ニ處ス

第二十條 第十條ヲ犯シタル者ハ

十一日以上六月以下ノ輕禁錮ニ處

ス其ノ之ヲ制止セサル發起人亦同

シ

第二十一條 第十一條ヲ犯シタル者

ハ一月以上六月以下ノ輕禁錮又ハ

二十圓以上二百圓以下ノ罰金ニ處

ス

第二十二條 警察官ヨリ解散ヲ命セ

ラレタル後仍退散セサル者又ハ退

出ヲ命セラレタル後仍退出セサル

者ハ十一日以上六月以下ノ輕禁錮

又ハ二圓以上二十圓以下ノ罰金ニ

處
ニ

第二十三條 政談結社ハ結社後三日

政社ニハ役員ヲ置クヘシ

組成

以內ニ其ノ社役員ヨリ其ノ社名社

則事務所役員及社員名簿ヲ其ノ事

務所所在地ノ管轄警察官署ニ届出

ヘシ其ノ届出ノ事項ニ變更アリタ

ルトキ亦同シ

前項ノ届出アリタルトキハ警察官

署ハ直ニ其ノ領收證ヲ交付スヘシ

後員其政

結社ニ關ル事項ニ付警察官ヨリ尋

問アルトキハ何事タリトモ之ニ開

答スヘシ

第二十四條 政談結社ニシテ政談集

會ヲ開クトキハ第二條ノ手續ヲ為

スヘシ但シ講談論議者及會場ヲ豫

定シテ定期ニ集會スルモノハ之ヲ

初會ノ開會四十八時以前ニ届出ル

トキハ爾後ノ例會ハ届出ヲ要セス
其ノ届出ノ事項ニ變更アリタルト
キハ仍第二條ノ手續ニ依ルヘシ

第二十五條 現役及召集中ニ係ル豫

備後備ノ陸海軍軍人警察官官立公

立私立學校ノ教員^{學生}生徒^{未成年者}女子及公權

ヲ有セサル男子ハ政談結社ニ加入
スルコトヲ得ス

第二十六條 政社ニ於テハ外國人ヲ

シテ加入セシムルコトヲ得ス

第二十^七條

政談結社ハ標章及旗幟

ヲ用ヰルコトヲ得ス

第二十七^八條

政談結社ハ委員若ハ文

書ヲ發シテ公衆ヲ誘導シ又ハ支社

ヲ置キ若ハ他ノ^政社ト連結通信スル

コトヲ得ス

第二十九條

政社ニ於テハ法律ヲ以

テ組織シタル議會ノ議員ニ對シテ

其ノ發言及表決ニ付議會外ニ於テ

責任ヲ負ハシムルノ制規ヲ設クル

コトヲ得ス

三十

第三十八條 凡ソ結社ニシテ安寧秩

序ニ妨害アリト認ムルトキハ内務

大臣ハ其ノ^之結社ヲ禁止スルコトヲ

得若シ禁止ノ命ニ従ハスシテ仍結

社スルノ實アル者ハ二月以上二年

以下ノ輕禁錮又ハ二十圓以上二百圓以下ノ罰金ニ處ス

第三十一條 第二十三條ニ背キ結社

政

ノ届出ヲ為サ、ルトキ又ハ警察官ノ尋問ニ答ヘサルトキハ其ノ役員ヲ十圓以上百圓以下ノ罰金ニ處シ第二十三條ノ届出ヲ為スモ實ヲ以

ヲセサルトキ又ハ尋問ヲ受ケテ詐
偽ノ答ヲ為ストキハ前項ノ例ニ照
シテ一等ヲ加フ

第三十^三條 第二十五條ニ背キ入社シ

タル者及入社セシメタル役員ハ二

圓以上二十圓以下ノ罰金ニ處ス

第二十六條ヲ犯シタル役員ハ罰前

項ニ同シ

第三十條

三

第二十六條

七

背キ標章旗幟ヲ用井
ヲ犯シタル

及其ノ政社ノ役員

者ハ二圓以上二十圓以下ノ罰金ニ

處ス

第三十^四條

第二十^八條ヲ犯シタル

トキハ其ノ役員及委員ヲ一月以上

一年以下ノ輕禁錮又ハ五圓以上五

十圓以下ノ罰金ニ處ス

相
符
院

第三十^五條 結社ノ役員又ハ集會ノ

又ハ結社ノ役員

發起人タルノ實アル者ハ一人又ハ

數人又ハ何等ノ名義ヲ以テスルニ

又ハ役員

拘ラス總テ役員又ハ發起人ノ責ニ

任ス

福
智
院

權
符
院

第三十^六中條 此ノ法律ヲ犯シタル者

ハ數罪俱發ノ例ヲ用ヰス

福
啓
院

第三十五^七條 此ノ法律ニ關スル公訴

ノ期滿免除ハ六月トス

第三十^八條

法律命令ニ定ムル所ノ

集會ハ此ノ法律ニ依ルノ限ニアラ

ス